

利用者・患者に対する介護・医療連携

医療機関（医師，看護師，社会福祉士，OT・PT等） ～医療保険（診療報酬）～

退院支援加算 1（一般600点，療養1200点）3日以内退院困難抽出，7日以内に本人・家族と面談，7日以内にカンファレンス実施
退院支援加算 2（一般190点，療養635点）7日以内退院困難抽出，早急に本人・家族と面談，カンファレンス実施

退院時共同指導料 1-1 1500点 1-2 900点

・入院中の患者に対し，在宅医療を担う医師又は指示を受けた看護師が赴いて，担当医又は看護師と共同指導（文書で提供，入院中1回）

退院時共同指導料 2 400点

・退院後の在宅療養を担う保険医療機関の保険医若しくは看護師等，保険医である歯科医師 若しくはその指示を受けた歯科衛生士，保険薬局の保険薬剤師，訪問看護ステーションの看護師等（准看護師を除く。）又は**居宅介護支援事業者の介護支援専門員**のうちいずれか3者以上と共同して指導を行った場合に，2,000点を所定点数に加算

介護支援連携指導料：400点

・介護保険サービスを受ける上での医学的留意事項，療養上の留意点を共同指導（入院中2回まで）
 ・医師・看護師・社会福祉士等が**介護支援専門員**と共同
 ・入院中の患者からの同意必要
 ・患者の同意を得て，介護支援専門員からケアプランの写しを得る

退院前訪問指導料：580点

・在宅生活指導（OT・PT）

（退院支援加算の施設基準）

退院支援部門

- 専従1，専任1（看護師，社会福祉士）
病棟配置，連携，
- 専従1（看護師，社会福祉士）

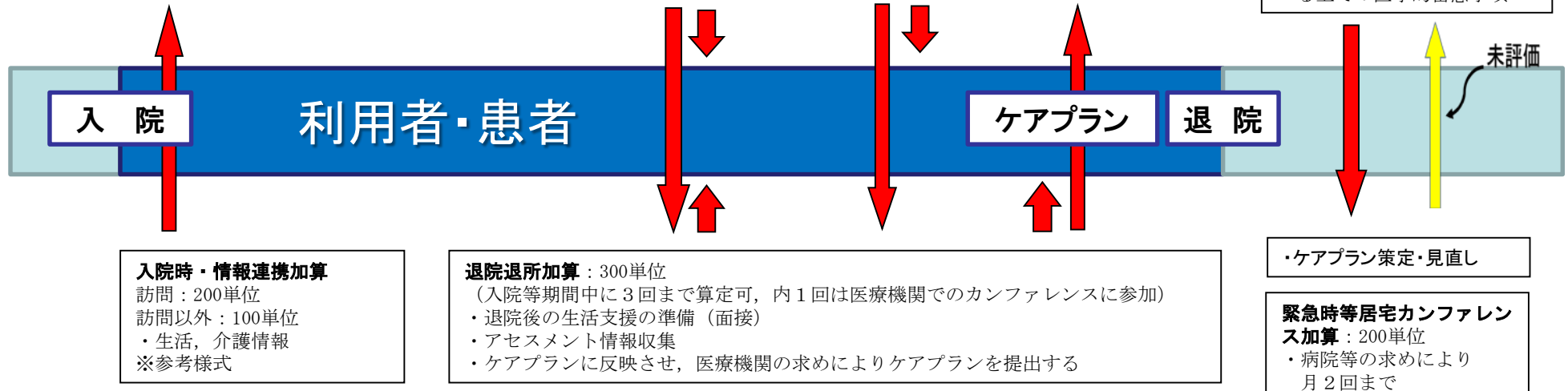
退院支援計画

- 退院困難要因
- 退院の問題，課題
- 退院に向けた目標，支援概要等

診療情報提供料：250点

- 診療情報
- 介護保険サービスを受ける上での医学的留意事項

未評価



介護支援専門員 ～介護保険（介護報酬）～